

平成28年第7回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成28年7月12日（火）

午後1時30分開会

801会議室

日程	議題
第1	会議録署名委員の指名
第2	議案第30号 小金井市公民館企画実行委員の委嘱に関し同意を求めることについて
第3	報告事項 1 平成28年第2回小金井市議会定例会について 2 不登校児童・生徒支援モデル事業について 3 海の移動教室について 4 小金井チャレンジデー2016について 5 その他 6 今後の日程
第4	代処第15号 職員の分限処分に関する代理処理について
第5	代処第16号 職員の分限処分に関する代理処理について
第6	代処第17号 職員の分限処分に関する代理処理について

議案第30号

小金井市公民館企画実行委員の委嘱に関し同意を求めることについて

小金井市公民館条例第21条に定める小金井市公民館企画実行委員（第24期）を
同条例第22条の規定に基づき別紙のとおり委嘱する。

平成28年7月12日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

（提案理由）

第23期小金井市公民館企画実行委員の任期が平成28年7月20日に満了となる
ため、新たに第24期小金井市公民館企画実行委員を委嘱する必要があるので、本案
を提出するものであります。

別 紙

小金井市公民館企画実行委員候補者名簿（第24期）

任期 自：平成28年 7月21日

至：平成30年 7月20日

館 名	氏 名	立候補・推薦団体等	備 考
本 館	小野寺千鶴子	立候補	新任
	苅込 美津代	立候補	2期
	岸川 公一	立候補	新任
	花渕 健一	立候補	3期
	宗像 高子	立候補	新任
	山本 英次郎	立候補	3期
貫井南分館	大嶋 郁子	立候補	3期
	沖 恵子	立候補	3期
	小野寺 徹	立候補	新任
	川原 美紀	立候補	新任
	本多 詮明	立候補	3期
	森 廣美	立候補	3期
東分館	生形 久幸	立候補	新任
	柏倉 明	立候補	新任
	川上 正夫	立候補	新任
	熊野 賢三郎	立候補	新任
	嵯峨山 康夫	立候補	3期
	若井 隆司	立候補	2期
緑分館	大島 建雄	立候補	新任
	大野 雅弘	立候補	2期
	島田 隆	立候補	新任
	杉井 亜紀子	立候補	新任
	山本 大毅	立候補	3期
	横須賀 裕	立候補	新任
貫井北分館	小川 一豊	立候補	3期
	福田 久治	立候補	新任

議案第30号資料1

第24期小金井市公民館企画実行委員候補者概要

1 人 数 26人

2 任 期 平成28年7月21日～平成30年7月20日

3 男 女 別 数 男性 19人
女性 7人

4 平 均 年 齢 等 平均67歳（男性70歳・女性60歳）

最高年齢 82歳

最低年齢 45歳

年代別男女別人数

	男性	女性	合計
40歳代	0人	1人	1人
50歳代	0人	2人	2人
60歳代	12人	3人	15人
70歳代	5人	1人	6人
80歳代	2人	0人	2人

5 新任・再任別 新任 14人（54%）

再任 12人

6 選 任 基 準 小金井市公民館企画実行委員選出要綱

議案第30号資料2

小金井市公民館企画実行委員選出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市公民館条例（昭和43年条例第15号）第21条の規定に基づき設置する公民館企画実行委員の候補者（以下「実行委員候補者」という。）の選出について必要な事項を定めることを目的とする。

(実行委員の区分及び委嘱人数)

第2条 委嘱する実行委員の定数は30人以内とし、区分ごとの人数は、次の表に定めるとおりとする。ただし、実行委員が任期途中で退任した場合は、必要に応じて補充できるものとし、その補充する実行委員の任期は、前任者の残任期間とする。

区分	人数
本館所属実行委員	6人以内
貫井南分館所属実行委員	6人以内
東分館所属実行委員	6人以内
緑分館所属実行委員	6人以内
貫井北分館所属実行委員	6人以内

(選出の基準)

第3条 実行委員候補者の選出は、次の基準に基づき行うものとし、退任による補充の場合も同様とする。

- (1) 応募時に18歳以上であって、市内在住、在勤又は在学の者
- (2) 公民館事業に理解と熱意を持ち、積極的に活動する意欲のある者

(選出の方法)

第4条 第2条に定める実行委員候補者は、次の方法により選出するものとし、任期途中での退任による補充の場合も、また、同様とする。

- (1) 公民館運営審議会が、現行企画実行委員の中から若干名を推薦することができる。
- (2) 公民館を引き続き6か月以上継続して使用している各種団体に対して、それぞれの団体から1人の推薦を依頼することができる。
- (3) 前号以外の団体及び個人に対しては、市報で公募する。

2 前項第2号及び第3号に規定する団体は、政治、宗教及び営利を目的としない団体とする。

(名簿登載)

第5条 前条第1項各号に基づき推薦又は公募のあった実行委員候補者については、調整会（公民館長及び公民館長の指定する者）において、第2条に規定する定数を超えるときは抽選等を行い、実行委員候補者名簿に登載する。なお、男女それぞれに偏りがないよう努めるものとする。

(委嘱)

第6条 前2条に基づき選出された実行委員候補者について、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第7条 実行委員の任期は、1期2年を基本とし、再任は原則として2回限りとする。

付 則

この要綱は、平成4年5月13日から施行する。

付 則（平成8年6月1日）

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

付 則（平成14年4月8日）

この要綱は、平成14年4月8日から施行する。

付 則（平成16年6月28日）

この要綱は、平成16年6月28日から施行し、この要綱による改正後的小金井市公民館企画実行委員選出要綱の規定は、平成16年4月1日から適用する。

付 則（平成24年7月5日）

この要綱は、平成24年7月5日から施行する。

付 則（平成26年3月31日教委要綱第4号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後的小金井市公民館企画実行委員選出要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う実行委員の選出から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。た

だし、第6条の改正規定は、同年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第2条の表の規定は、施行日以後に行う実行委員の選出から適用する。
- 3 この要綱による改正後の第2条の規定にかかわらず、この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の第2条の規定により委嘱されている本町分館所属実行委員は、その任期が終了するまでの間は、本館所属実行委員とみなす。

平成 28 年第 2 回小金井市議会定例会（教育委員会関係）

学校教育部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的な内容
1	小林 正樹議員	小金井市議会 公明党	「食品ロス」についての取り組みをしないか ○保育・教育現場での啓発の実態と今後の取り組みについて 環境に配慮した小金井市をみんなで築かないか ○緑小学校のフジの緑のカーテンを維持・拡大しないか
2	鈴木 成夫議員	小金井市議会 民進党	障がい者への合理的配慮提供について、市の検討状況を問う ○学校教育分野での対応指針の整備方針、検討の状況について
3	遠藤百合子議員	自由民主党 小金井市議団	「子どもたち」「高齢者」みんなで見守り地域の中で子どもや高齢者の安全・安心の確保は家族にとって最大の関心事で、社会全体で取り組むことが必要とされる ○子どもを見守る、カンガルーのポケットの現状および今後の方向性 ○下校時の見守り体制
4	宮下 誠 議員	小金井市議会 公明党	今こそ災害対策を見直そう ○小・中学校や公共施設の屋内で緊急地震速報が流れる仕組みづくりを
5	水上 洋志議員	日本共産党 小金井市議団	緑中学校の生徒数増加に伴う対策について問う
6	田頭 祐子議員	生活者 ネットワーク	教育費の保護者負担の軽減を ○就学援助制度の積極的な活用を ○教育費の保護者負担について、実態調査を ○保育園や学校給食を無償化しないか
7	板倉 真也議員	日本共産党 小金井市議団	子どもの貧困対策の取り組みの充実を ○就学援助制度の基準引き下げを中止し、施策の充実を ○給付型奨学資金制度の拡充を
8	紀 由紀子議員	小金井市議会 公明党	学校給食に地場産野菜を促進しないか ○学校給食の供給ルートの工夫を
9	坂井えつ子議員	緑・市民自治 こがねい	小金井にも“みんなの学校”を～障がいを持つ子どもと学校 ○就学相談の現状と支援体制は ○4月から“障害者差別解消法”が施行された。学校における合理的配慮は ○都は2016年度以降、準備の整った市区町村から、各小学校に特別支援教室を設置するとしている。小金井市での進捗状況は 大阪市立の大空小学校では、「すべての子どもの学習権を保証する学校をつくる」ことを理念としており、他の学校に通えなくなった子どもも共に学んでいる。まずは、小金井市における、障がいを持つ子どもと保護者への対応を問う。
10	斎藤 康夫議員	こがねい 市民会議	教育費の平成26年度歳出最下位の詳細について ○他市との比較、款・項・目・節 ○他市の、1校あたりの児童・生徒数
11	片山 薫 議員	緑・市民自治 こがねい	教育費無償化にむけて、まずは就学援助の充実に取り組もう 憲法で定められているにも関わらず、教育は無償となっていない。どのような環境に育つ子どもであっても教育を受ける権利を保障するために、就学援助の充実をはじめ保護者負担の軽減などを速やかに検討すべきである。 ○就学援助認定倍率が引き下げられたことによる影響。 ○就学援助認定にかかる生活保護基準の算定について。 ○保護者負担の教材費等の詳細な調査を行い、公費負担を増やすべきである。 ○教育費無償となっていない現在、就学援助をもっと広報し充実すべきである。
12	吹春やすたか議員	自由民主党 小金井市議団	大震災発災など非常時における、小中学校校外活動での連絡について ○小中学校の校外活動に「MCA無線」を携行所持してはどうか。

生涯学習部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的な内容
1	中山 克己議員	自由民主党 小金井市議団	チャレンジデー2016の成果と課題について。 ○小金井市が今年初勝利した。取組み全般の成果と今後への課題は?
2	林 優子 議員	生活者 ネットワーク	放課後子ども教室、今後の運営について ○放課後子ども教室、現在の小金井市の取り組みは ○国は、2019（平成31）年度末までに1万ヶ所で一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施を目指すとしているが、小金井市の考えを問う
3	斎藤 康夫議員	こがねい 市民会議	公共施設の配置計画について問う ○図書館の建替えの今後の計画について。民間活力の活用をどのように考えているのか。

平成28~29年度 東京都不登校児童・生徒支援モデル事業(全体概要)

1 東京都における不登校の現状

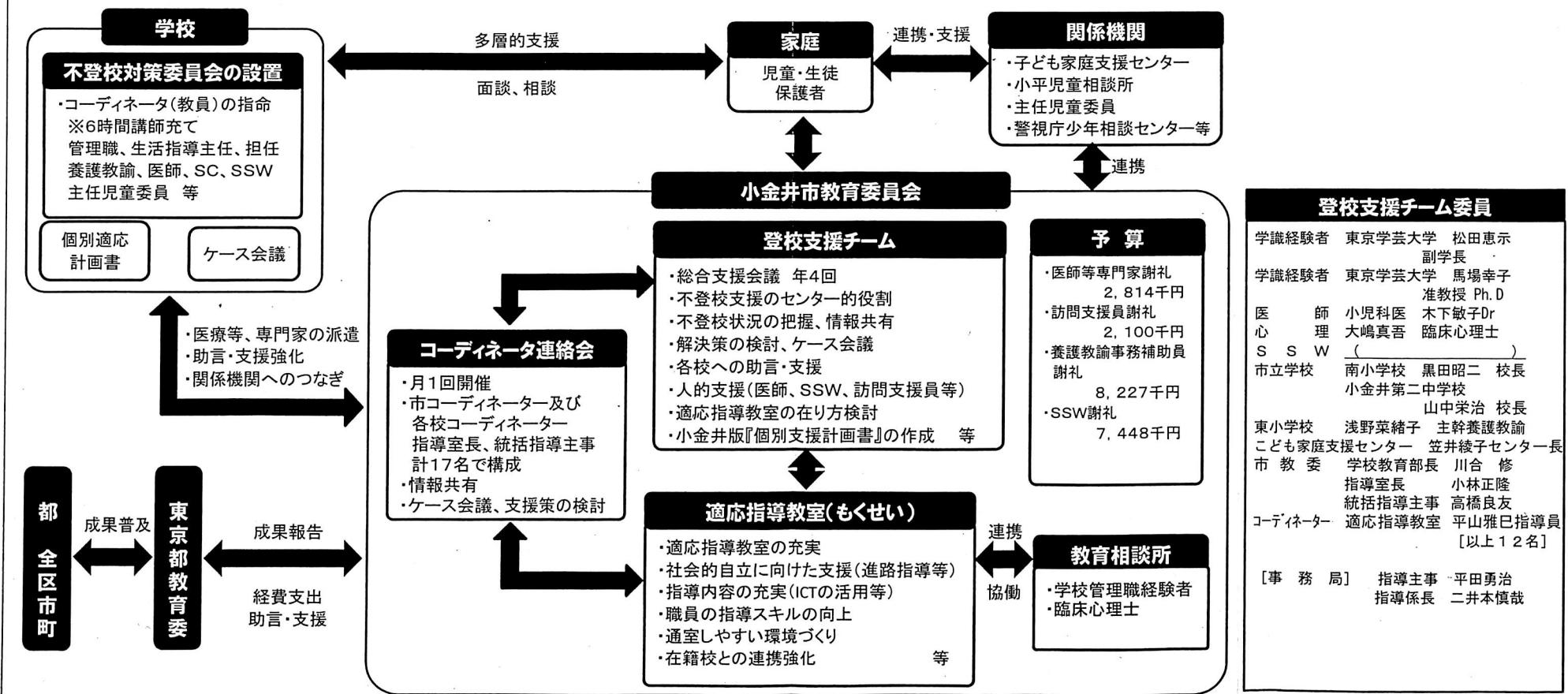
- 都内公立小・中学校の不登校児童・生徒は10,079人(平成26年度)で、平成25年度から増加・不登校児童・生徒の割合は小学校0.46%、中学校3.17%で、1校当たりの平均不登校者数は、小学校2.0人、中学校11.9人である。
- 学校復帰率は小学校33.3%、中学校25.1%で、年度を越えて不登校状態にある児童・生徒が多い。
- 支援機関等の相談・指導を受けていない不登校児童・生徒は、小学校9.4%、中学校15.6%である。

2 従来の不登校対応

- 多くの小・中学校では、校内組織を設け、情報共有やケース会議を実施
- スクールカウンセラーの全校配置(平成25年度~)
- スクールカウンセラーによる、小5と中1の児童・生徒との全員面接を実施し、課題を早期に発見(平成26年度~)
- スクールソーシャルワーカーによる支援の順次拡大
- 教育支援センター(適応指導教室)の設置(都内51教室、62区市町)
- ▲不登校児童・生徒の2割程度が通室し、そのうち学校への復帰は、小27%、中18% およそ2割程度
- ▲個別の支援計画は、対応経過の記録にとどまっているケースが多く、具体的な支援のための計画としては不十分
- ▲外部の支援機関との連絡・調整は、学校の管理職が行っている場合が多い。
- ▲スクールソーシャルワーカーの業務に対する教員の理解が不十分

・東京都不登校・中途退学対策検討委員会 報告書(平成28年2月)より引用

6 本市における事業概要



27教指企第1573号
平成28年3月31日

小金井市教育委員会指導事務主管課長 殿

東京都教育庁指導部指導企画課長
増渕達夫
(公印省略)
東京都教育庁総務部企画担当課長
矢野克典
(公印省略)

関係機関と連携した総合的な不登校児童・生徒支援モデル事業の実施地区の決定について(通知)

標記の件につきまして、平成28年2月8日付27教指企第1341号「小・中学校における不登校対策に関する文部科学省モデル事業及び東京都モデル事業の募集について」により、当該事業の事業実施申請書及び事業執行計画書を御提出いただいたところです。

つきましては、事業規模や予算額等を審査し、貴教育委員会を事業実施先と決定し、手続を進めることとなりましたのでお知らせします。

なお、事業実施に係る事業費の手続等については、別途、指導部管理課から御連絡します。

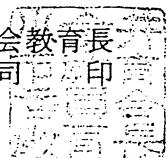
【担当】

東京都教育庁指導部	主任指導主事	小寺康裕
	指導企画課統括指導主事	佐藤明子
	指導企画課指導主事	西和昌
	指導企画課主任	遠藤創
	電話	03-5320-6888
東京都教育庁総務部	企画課長代理	峠下英男
	企画担当課主任	星名陽平
	電話	03-5320-7774

関係機関と連携した総合的な不登校児童・生徒支援モデル事業
事業実施申請書

東京都教育委員会教育長 殿

小金井市教育委員会教育長
山本 修司



1 事業内容等

(1) 事業内容

- ① 学校教育部長をトップとする小金井市不登校支援センター（仮称）の設置
センターは、学識経験者（東京学芸大学）、医師（小金井市医師会）、SSW、警視庁少年センター、主任児童委員、適応指導教室、教育相談所（臨床心理士、教育相談員）等及び指導室長、指導主事で構成する。センターを中心として、オール小金井の体制で、全不登校児童・生徒への支援を行う。
- ② 校内における支援体制の強化
各校にコーディネーター教員を指定し、校長をトップとして SSW、訪問支援員を含めた不登校対策チームを設置する。支援センターと学校チームの緊密な連携により、より個に応じた支援を行う。
- ③ コーディネーター連絡会の設置
支援センターの下部組織として、コーディネーター及び指導室長、指導主事などで構成する連絡会とする。情報を共有し、各校における支援に活かすとともに、定期的に研修会を実施して、コーディネーターの資質向上を図る。
- ④ 個別支援計画による支援
本市で実施している支援計画をセンター会議で書式等から作成し直し、一人一人に対する有効な支援計画を策定する。そして、学校がセンターと連絡会と連携し、不登校児童・生徒の状況に応じた支援を行う。訪問支援員による支援を行う。

(2) 事業により見込まれる成果、評価・検証方法

① 成果

本市では、学校や適応指導教室における不登校対策が予算面、人材面とも脆弱である。このモデル事業により、支援センターや連絡会、各校における対策チームが設置されることにより、不登校支援ネットワークが構築され、市としての総合的な支援体制が整備される。このことにより、本市における不登校対応力が飛躍的に高まる。

現に不登校にある児童・生徒には家庭等の状況に応じたきめ細やかな支援が可能となるとともに、不登校の未然防止や不登校傾向の早期発見、早期対応が可能となり、不登校児童・生徒の減少やひきこもりの解消が期待できる。

またモデル事業終了後も事業で得たノウハウや外部人材の活用等、今後の不登校対策に充分活かすことができる。

② 評価・検証方法

外部人材及び専門機関等の活用による支援体制の構築、学校における不登校支援の強化、不登校児童・生徒数や出現率の減少、ひきこもり児童・生徒の状況改善及び解消、保健室登校も含んだ学校への出席日数、適応指導教室への通室数等による。

2 事業実施計画

時 期	内 容	備 考
	<p>小金井市に支援センターを設置 校長会等でモデル事業を周知、市の方針試作を提示 校内におけるコーディネーターの指名及び支援チームを設置 スクールソーシャルワーカー及び訪問支援員を任用</p> <p>センター会議開催（定例年4回及び随時） 個別適応計画書作成及び当該計画書に基づく支援 家庭への訪問支援の開始 コーディネーター連絡会開催（月1回）</p> <p>児童・生徒、保護者への調査</p> <p>事業実施上の成果と課題の把握 改善策に関する検証結果のとりまとめ</p>	

3 これまでの取組及び成果

なし

27教指企第1341号
平成28年2月10日

区市町村教育委員会指導事務主管課長 殿

東京都教育庁指導部 指導企画課長
増渕 達夫
(公印省略)
東京都教育庁総務部 企画担当課長
矢野 克典
(公印省略)

小・中学校における不登校対策に関する文部科学省モデル事業及び
東京都モデル事業の募集について

東京都教育委員会では、今年度「不登校・中途退学対策検討委員会」を立ち上げ、不登校や中途退学対策の検討を進めるとともに、平成27年10月22日に「中間のまとめ」を公表したところです。

さて、検討委員会での議論等を踏まえ、公立小・中学校における不登校対策モデル事業を区市町村へ委託実施することとしました。

また、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から、「平成27年度補正予算「フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業」公募開始について」(平成27年1月26日付)により、不登校児童・生徒への支援事業に関する公募開始の事務連絡がありました。

つきましては、下記のとおり、文部科学省モデル事業及び東京都モデル事業の募集を行いますので、御連絡いたします。

記

1 文部科学省モデル事業

(1) 事業内容

ア フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援

- ① フリースクール等で学ぶ経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒の学習活動等に必要な経費を支援
- ② 支援員の訪問等により学習活動等を把握し、状況に応じた学習指導・進路指導等を実施

イ 教育支援センター等の設置促進

教育支援センター（適応指導教室）など、不登校児童生徒の多様な状況に応じた学習の場の設置促進のためのスクールソーシャルワーカーの配置等

※ 詳細は、別添「文部科学省関係書類」参照

(2) 公募申請について

ア フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援

公募申請を希望する区市町村が2地区以上ある場合は、東京都教育委員会（以下「都」という。）から文部科学省へ公募申請を行うが、1地区であった場合は、申請手続きの簡略化を図るため、区市町村から文部科学省へ直接申請するものとする。

このことから、申請地区数を事前に把握する必要があるため、申請を希望する区市町村教育委員会は、平成28年2月12日（金）午後5時までに、下記、教育庁指導部指導企画課担当者に電話連絡すること。

直接申請か都を経由するかの決定については、都担当者から、平成28年2月15日（月）午後5時から6時の間に、申請のあった区市町村教育委員会へ連絡する。

なお、公募申請希望が2地区以上である場合は、都が申請を行うため、都申請「様式1」及び「様式2」を作成する必要があり、提出期限は下記4のとおり（平成28年2月15日（月））となるため、あらかじめ双方に対応できるよう準備を進めておくこと。

イ 教育支援センター等の設置促進

（ア）新規設置（類型1）

下記3「申請書提出先」へ、別紙「様式1」及び「様式2」を交換便又は郵送等により提出するとともに、データをメールにより送付する。

（イ）アウトリーチ型支援（類型2）

都委託事業と連動して実施するため、下記2（6）により申請する。

（ウ）教育支援センター等の機能拡充（類型3）

下記3「申請書提出先」へ、別紙「様式1」及び「様式2」を交換便又は郵送等により提出するとともに、データをメールにより送付する。

2 都教育委員会モデル事業

（1）概要

区市町村教育委員会及び公立小・中学校が、関係機関と連携して不登校対策を推進していくための体制を構築できるよう、都が区市町村教育委員会への支援を検討していくに当たっての効果検証を行うため、都が設定したモデル的な取組を区市町村教育委員会に委託する。

なお、本事業は上記1（2）イ（イ）の文部科学省の事業にも申請を行う予定である（文部科学省の事業に選定されなかった場合も都単独事業として実施する。）

（2）委託区市町村数

4区市町村

（3）委託事業期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで（※）

なお、（1）で記載した文部科学省事業に選定された場合、文部科学省の公募要領によると、契約期間は、「契約締結日から平成28年3月31日までの予定」となっている。しかし、「ただし、正当な理由により期間内に本事業を終了できない場合、本予算の繰越手続により、1年を限度として認められた範囲で事業実施期間の延長を行うことができ

る。」とされている。

このため、都は、平成27年度実施事業として文部科学省へ申請するが、平成27年度中に実施することが困難な場合は、平成28年度に事業実施できるよう、文部科学省と調整する。

のことから、下記（6）の申請書作成の際は、都に相談の上、申請すること。

※ 2か年の事業計画を予定。ただし、年度ごとの都の予算措置状況による。

（4）委託事業内容

別紙「関係機関と連携した総合的な不登校児童・生徒支援モデル事業実施要項」のとおり

（5）予算規模

ア 校内の支援体制の強化等に関する費用（上限）

（ア）担当教員の授業時数軽減に伴う非常勤講師雇用費

報酬：2,555円×6時×52週×地区内小・中学校数

なお、申請方法等については、人事部人事計画課と調整中のため別途通知する。

（イ）養護教諭が担当教員と連携して取り組む場合の養護教諭事務補助人材雇用費

委託料：(10900円+400円)×52週×地区内小・中学校数

（ウ）医師等専門家による助言を受けるための報償費

報償費：13,400円×3時間×5回×地区内小中学校数

イ 「支援チーム」の設置に関する費用（上限）

（ア）スクールソーシャルワーカーの配置費用

負担金補助及び交付金：7,448,000円

（イ）支援員の配置費用

報償費：2,100,000円

（ウ）その他留意事項

本事業は、「東京都スクールソーシャルワーカー活用事業」及び「学校と家庭の連携推進事業」とは異なるので、重複して申請しないよう留意すること。

（6）申請方法

下記3「申請書提出先」へ、別紙「様式3」及び「様式4」を交換便又は郵送等により提出するとともに、データをメールにより送付する。

3 申請書提出先

指導部指導企画課：担当 佐藤（生活指導班）

メールアドレス : S9000020@section.metro.tokyo.jp

4 申請書の提出期限

平成28年2月15日（月）まで

5 その他

都委託事業については、現在、必要な予算を要求中であるため、平成28年度歳入歳出予算が、平成28年3月31日までに可決された場合において、平成28年4月1日に事業実施が確定する。

6 申請後のスケジュール

- (1) 文部科学省モデル事業・・・・・・文部科学省事務連絡によるスケジュールのとおり
- (2) 都モデル事業の委託先の決定・・・3月上旬予定

7 問合せ先

- (1) 事業実施に関する具体的な内容に関すること

指導部指導企画課 担当：小寺、佐藤、西

電話：03（5320）6888

- (2) 事業費に関すること

指導部管理課 経理係 担当：古田

電話：03（5320）6843

- (3) 事業全体の方針等に関すること

総務部教育政策課 企画担当（不登校・中退対策担当）担当：矢野、岡下、星名

電話：03（5320）7774

報告事項4資料

平成28年7月12日
生涯学習部生涯学習課

小金井チャレンジデー2016の実施結果について

1 チャレンジデー結果（5月25日実施）

自治体名	参加者数（A）	参加率（B） (A/C)	人口（C） (平成28年2月1日現在)
小金井市	97, 473人	82.5%	118, 015人
大仙市（秋田県）	47, 527人	55.7%	85, 319人

2 関連イベント

内 容	時 間	場 所
ラジオ体操	6:15～12:45	小金井公園、JR東小金井駅南口、フェスティバルコート
ウォーキングイベント	10:00～11:15	フェスティバルコート～東小金井駅南口
フェルデンクライス健康体操教室	13:00～16:00	総合体育館
カントリーラインダンス	16:00～18:00	総合体育館
セパタクロ一体験会	18:30～20:00	総合体育館

3 結果

第3回目の参加で、初勝利を挙げることができました。

市立小中学校事務の共同実施について(概要)

1 公立小中学校における事務体制の現状

(1)事務職員の現状

区市町村立小中学校に、1校1名の都費の事務職員を配置

(2)小中学校事務の課題

【副校長・主幹教諭】

- ①調査等の事務仕事に追われ、学校経営や教員の育成に力を注ぐことができない
- ②校内の不明確な役割分担や属人的・非効率的な業務執行による多忙感の増大

【事務職員】

- ①一人職場のため、事務処理のチェック体制が不十分
- ②大量退職により、事務処理ノウハウの継承等が困難
- ③人材育成が困難(OJT体制が不十分)

2 事務の共同実施の目的

◆事務職員等による副校長業務への支援強化

調査回答の作成、簡易なデータ入力作業等の業務を、事務職員や都費非常勤職員に移管することで、副校長の事務負担を軽減し、学校経営や人材育成へのシフトを図る。

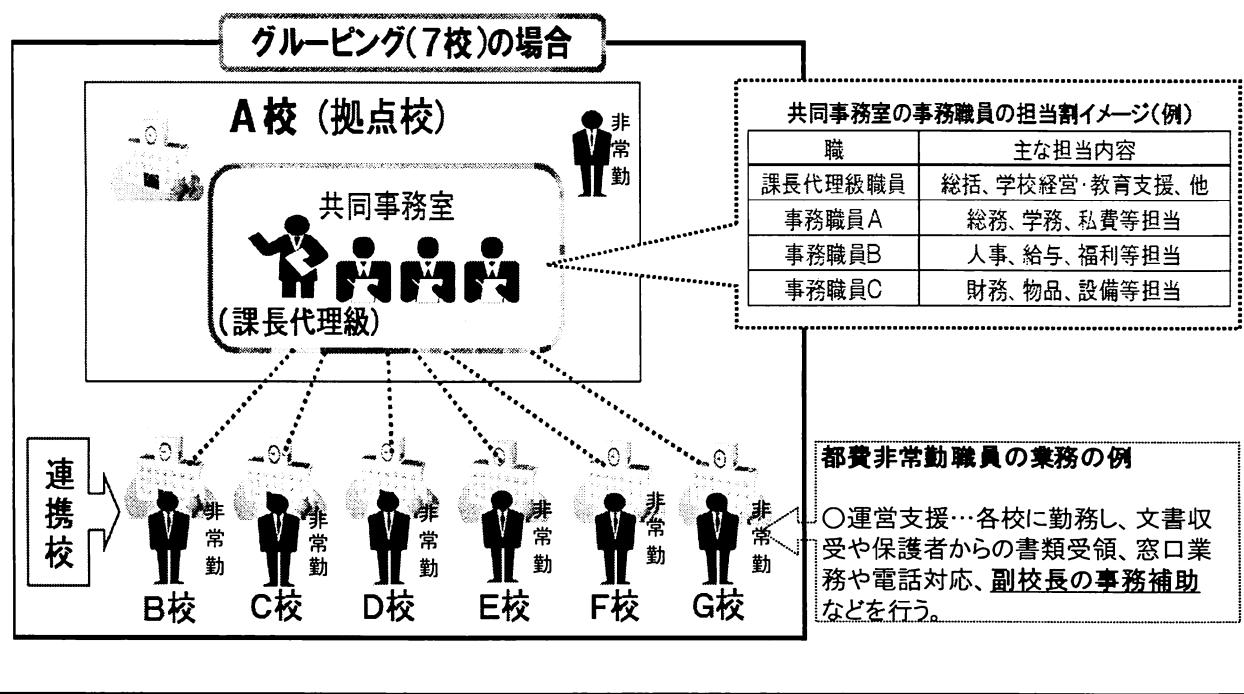
◆事務の集中処理による正確性の向上と効率化

拠点校での複数の職員による相互チェックが可能となり、事務処理の正確性の向上を図る。

◆組織化による事務職員の育成

事務処理のノウハウの共有促進や、OJTの機会の増加などにより、事務職員の人材育成の充実を図る。

3 小中学校事務の共同実施のイメージ



4 年度別スケジュール

◆平成28年【準備期間】要綱制定、共同事務室設置工事等

◆平成29年【試行実施】拠点校1校 4校4人体制

◆平成30年【本格実施】拠点校2校(東部地区、西部地区)において、7校4人体制

教育委員会の今後の日程

平成28年7月12日

会議名	日時	場所	出席者
平成28年 第8回教育委員会定例会	7月26日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成28年 第9回教育委員会定例会	8月23日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
東京都市町村教育委員会 連合会第2回理事会 第1回理事研修会	8月29日(月) 午後2時00分	東京自治会館講堂	鮎川委員
平成28年 第10回教育委員会定例会	10月11日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
東京都市町村教育委員会 連合会 管外研修会	10月14日(金)	管外	全委員